

資料1

(案)

平成23年度

地方独立行政法人山梨県立病院機構

業務実績評価書

平成24年8月 日

地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会

地方独立行政法人山梨県立病院機構の平成23年度に係る業務の実績
に関する評価について

平成24年8月 日

地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会
委員長 今井 信吾

一 目 次 一

第1 全体評価 P 1

第2 項目別評価 P 9

第1 全体評価

第1 全体評価

1 総 評

地方独立行政法人山梨県立病院機構の平成23年度における中期計画の実施状況は順調であると評価する。

地方独立行政法人に移行して2年度目に当たる平成23年度は、県立病院機構の裁量及び権限の拡大等を通じて、引き続き迅速な業務遂行と業務改善への取り組みがなされ、患者の立場に立った良質な医療の提供や経営基盤の強化に職員が一丸となって取り組んだことがうかがえる実績となっている。

平成23年度の取り組みとしては、県立中央病院では、看護師1名が患者7名を看護する体制を継続し、よりきめ細やかな看護を提供するとともに、患者を「早くきれいに治す」という方針の下、平均在院日数の短縮を図るなど、早期の適切な医療の実践が行われた。

また、がん治療による外来化学療法の推進及び診断群分類包括評価（DPC）の導入による入院前検査などの増加により、外来患者数が増加した。

更に県立病院に求められる政策医療を提供するため、県立中央病院においては救命救急医療、周産期母子医療、がん医療などの充実を図り、県立北病院においては心神喪失者等医療観察法に基づく指定入院医療機関として、多職種医療チームによる充実した医療を提供し、患者の社会復帰を促進した。

こうした取り組みにより、医療の質が向上するとともに、経営改善が図られ、県立中央病院では医業収益が約3億3千万円、県立北病院では約5千万円それぞれ増加し、経常利益が前年度と比較して約1億2千万円の増となる15億円余となったことは、評価に値するものである。

今後の中期計画の達成に向けた取り組みとして、県立中央病院においては外来化学療法患者に対応した通院加療がんセンターの整備、ドクターヘリによる救命救急医療及びハイリスク妊婦等の受け入れによる総合周産期医療の充実、県立北病院においては心に病を抱える子ども達を専門に支援する児童思春期精神科医療及び心身喪失者等医療観察法に基づく医療の充実など、県立病院として県民に信頼される質の高い医療が提供されるよう期待するものである。

2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 医療の提供

- ・ 県立病院には、政策医療を確実に実施するとともに、医療の質の向上に努め、県民に信頼される医療を提供することが求められている。
- ・ 救命救急医療においては、救命救急センターと各診療科の連携を図ることで、救急患者の受け入れ人数が1,300人を超えるとともに、ドクターカーの出動実績も着実に伸び、重症・重篤な患者の救命に寄与するなど大きな成果を上げた。

また、ドクターへリの導入については、運航業者の決定や運航マニュアルの作成など、運航開始に向けた具体的な取り組みを行った。

今後は、ドクターカー及びドクターへリを大いに活用し、より充実した救命救急医療への取り組みを期待する。

- ・ 総合周産期母子医療においては、県内唯一の総合周産期母子医療センターとして、県内のハイリスクの妊婦等の受け入れを国立甲府病院、山梨大学医学部附属病院などと役割分担し、新生児（1500g以下）の9割以上を受け入れるとともに、母体の救急搬送受け入れ件数も100件を超えるなど、ハイリスクの妊婦、胎児及び新生児に対する総合的、専門的な医療の提供を積極的に行った。

また、新生児治療回復室（GCU）を増床し、新たに緊急時の入院等に対応するための整備を行った。

今後も、分娩取扱医療機関との連携を図りながら、より安全で安心な周産期医療の提供に努めるよう期待する。

- ・ がん医療においては、肝がんの地域連携クリニカルパスを作成したことで、「がん診療拠点病院」に求められている5大がんのパスが完結した。

また、がん診療情報を広く県民に提供する「がんセミナー」を8回開催し、延べ1千人を超える参加者があり、がんに対する県民の高い関心に応えていることから、今後もセミナーをより一層充実させるよう期待する。

更にがん化学療法治療患者は、外来患者・入院患者とも前年度に比べ増加しているが、入院から外来へシフトする治療方針を推進することで今後一層の外来患者の増加が見込まれることから、通院加療がんセンターの整備に向けた取り組みを行なった。

また将来的に質の高いがん医療を提供するため、遺伝子情報の解析を行うゲノム解析センターの整備に向けた検討を行った。

引き続きがん患者の目線に立った相談支援の一層の充実を図るとともに、県立北病院や他の医療機関とも連携し、初期段階からの緩和ケア診療の充実を期待する。

- ・ 心神喪失者等への医療観察法に基づく医療においては、医療観察法病棟において患者の社会復帰を促進する治療を行っており、平成23年度は、東日本大震災の影響から他県からの対象患者の受け入れを行った。

更に、平成23年4月に県が開設した「こころの発達総合支援センター」と連携を図り、心に問題を抱えた子どもを専門に診療するとともに、引き続き思春期精神科ショートケアを実施したことは、児童思春期精神科医療において積極的な役割を果たしていると認められる。

- ・ 医師の育成・確保においては、研修医や専修医の確保に向けた積極的な広報活動などにより、予定通りの研修医・専修医を確保することができた。

一方、医師の事務負担の軽減のため新たに医療クラークを採用したことや、研修医・専修医向けの実践的講義の継続的な実施は、医師の確保・育成に資する取り組みとして評価に値する。

- ・ 7対1看護体制の導入においては、看護師採用試験を年4回実施するなど、7対1看護体制の維持に努めるとともに、夜間看護手当の改善、院内託児所の整備に着手したことなど、看護師等の働きやすい職場環境の整備に取り組んだことは、評価に値する。

- ・ 診断群分類包括評価（DPC）の導入においては・・・・

- ・ 患者サービスの向上においては、各種サービスの向上に資するため、接遇や診察内容、職員の対応等を項目とする患者満足度調査を実施し、患者の意向の把握に努めていることは、評価に値する。

今後は、より正確な実態を把握するため、アンケート項目についても適宜見直しを行うなど、更なる取り組みを期待する。

(2) 医療に関する調査及び研究

医療に関する調査研究においては、県立中央病院のがん分野の治験取扱い件数は、前年度の約3倍となり、積極的な取り組みを行うとともに、治験に関する情報をホームページにおいて公開し、情報発信に努めている。

また、日本初となるC型肝炎治療薬の世界同時開発を目指したグローバル治験を開始するなど、先駆的な取り組みが行われた。院内においても病院会議の第2部を設けることにより、各科診療科の相互理解を深め、臨床研修を向上するための取り組みが行われた。

県立北病院では精神科分野の治験、製造販売後調査を実施し、治験に関する手順書をホームページで公開するなど、情報発信に努めている。

今後は、県民に信頼される医療の提供と併せて治験を積極的に実施できる環境の充実を期待する。

(3) 医療に関する技術者の研修

医療に関する技術者の研修においては、国内外の各種学会の研修会に積極的に参加するとともに、院内学術会議の開催や教育研修委員会の研修を実施するなどの取り組みが認められる。

また、認定看護師・専門看護師の資格取得のための研修、通学支援の取り組みを行っていることも評価に値する。

引き続き、医療従事者の知識・技術の向上を図り、また、医療従事者に魅力ある病院となるよう研修の充実に努めるとともに、県立病院の持つ知識や技術を研修等により普及することで、県内の医療水準の向上が図られることを期待する。

(4) 医療に関する地域への支援

医療に関する地域への支援においては、県立中央病院の地域医療連携部を中心に、地域の医療機関との連携強化及び紹介患者の優遇措置を図るため、紹介状専用窓口の設置に向けた準備を行い、平成24年3月に窓口を設置した。

また、開業医等からの依頼検査を実施するほか、県内の地域医療機関に勤務する自治医科大学の卒業生の研修を県立中央病院で受け入れるなど、地域医療機関との協力体制の強化に向けて取り組んだ。

今後は、紹介率・逆紹介率の向上に取り組むとともに、地域の病院への医師の派遣について一層の取り組みが望まれる。

(5) 災害時における医療救護

災害時における医療救護に関しては、基幹災害拠点病院として大規模災害を想定したトリアージ訓練を定期的に実施した。

また、東日本大震災の被災地に、昨年度に引き続き医師・看護師等で構成する医療救護班を福島県いわき市周辺の仮設診療所、避難所へ派遣し、医療救護活動を展開した。今回の災害時の対応を高く評価するものであり、今後ともこうした貢献を大いに期待する。

更に、ボランティアが参加した大規模災害時対応訓練の実施や、災害時派遣医療チーム（D M A T）の構成員である医師、看護師、調整員が県外中央研修に参加しており、平時から災害時における医療救護体制の充実に取り組んでいることも評価に値するものである。

3 業務運営の改善及び効率化並びに財務状況に関する事項

- 簡素で効率的な運営体制の構築においては、院内の重要事項、課題及び経営状況等を病院全体の情報として共有するため、県立中央病院の病院会議及び県立北病院の院内連絡会議において、幹部及び各部門の責任者を構成員として定期的に経営分析や経営改善に向けた協議などを行った。

特に今年度県立中央病院においては、新たに若手の医師、看護師等の職員や委託業者の代表者を傍聴者に加え、会議の一層の充実を図った。

- 経営基盤を強化する収入の確保、費用の削減については、診療報酬の迅速かつ適正な管理を行うため、全職員を対象とした診療報酬に関する研修会を開催したこと、薬品の購入方法の見直しを進め、薬品費の抑制を図ったこと及び未収金の早期回収に努めていることなどは、法人が積極的に経営基盤の強化に取り組んでいるものであり、評価に値する。
- 経営参画意識を高める組織文化の醸成においては、県立中央病院の病院会議及び県立北病院の院内連絡会議において、入院・外来の稼働額を示し、稼働額増減の要因や対策を議論することで、職員の経営参画意識を高めるとともに、各診療科の経営改善に繋がった。

また、職員提案の取り組みは、職員一人ひとりの業務改善に対する意識の高揚に繋がるものであり、継続的な取り組みを期待する。

- 誇りや達成感をもって働くことのできる環境の整備においては、病院の経営状況から仕事のやりがいまで、幅広い調査内容の職員満足度調査を初めて実施するとともに、職員と理事長との意見交換会を実施したことは、職場環境の整備に資するための積極性の現れとして評価に値する。

今後も、働きやすい職場環境の実現に向けた取り組みを期待する。

- 財務状況については、外来でのがん化学療法の推進及びDPCの導入による入院前検査などの実施により、外来患者数が増加し、医業収益の増加に繋がった。

この結果、経常利益が前年度に対し約1億2千万円の増となる15億円余となったところであり、今年度の実績は評価に値する。

今後も引き続き収支の改善が図られることを期待するものである。

4 その他業務運営に関する事項

- 移行前の退職給付引当金に関する事項においては、経常収支が大幅に改善したことにより、中期計画期間内の引当金残額5億円を全額計上できたことは、法人の経営基盤の強化に繋がるものである。

今後とも継続した経営基盤の強化が図られることを期待する。

- ・ 積極的な情報公開においては、県立病院機構、県立中央病院、県立北病院の各ホームページにおいて、年度計画や決算状況、理事会の議事録等を公表するとともに、法人組織や診療案内、研修内容、各診療科の活動、診療実績などを掲載し、常に最新の情報を伝えており、その姿勢は評価できる。

今後は、利用者の視点に立ち、必要な医療情報が簡単に入手できるような分かりやすい表示を工夫するなど、更なる改善を図られたい。

用語の説明

- 周産期母子医療(P2)：「周産期」とは、妊娠22週から生後満7日未満までの期間をいい、合併症妊娠や分娩時の新生児仮死など、母体・胎児や新生児の生命に関わる事態が発生する可能性があります。周産期を含めた前後の期間における医療は、突発的な緊急事態に備えて産科・小児科双方からの一貫した総合的な体制が必要であることから、特に「周産期母子医療」と表現されています。
- 医療観察法(P2)：心神喪失又は心神耗弱の状態(精神障害のために善惡の区別がつかないなど、刑事責任を問えない状態)で、重大な他害行為(殺人、放火、強盗、強姦、強制わいせつ、傷害)を行った人に対して、適切な医療を提供し、社会復帰を促進することを目的とした制度です。
- 政策医療(P3)：県民の健康を守るために取り組まねばならない疾病を対象とする医療のことを称します。
- GCU(P3)：NICU(新生児集中治療室)で治療を受け、低出生体重から脱した赤ちゃん、状態が安定してきた赤ちゃんなどが、この部屋に移動して引き続きケアを受けます。
NICU：新生児の集中治療室の略称。低出生体重児(未熟児)や、先天性の病気を持った重症新生児に対し、呼吸や循環機能の管理といった専門医療を24時間体制で提供する治療室です。
- クリニカルパス(P3)：主に入院時に患者さんに手渡される病気を治すうえで必要な治療・検査やケアなどをタテ軸に、時間軸(日付)をヨコ軸に取って作った、診療スケジュール表のことです。
- 医療クラーク(P4)：医師の指示に従って、カルテや処方箋、入退院説明書などの作成の補助を行い、データ入力などの事務作業を行なう医師事務作業補助者のことです。
- 診断群類包括評価(DPC)(P4)：入院される患者さんの病状などをもとに手術や処置の内容に応じて定められた1日当たりの定額の点数を基本に医療費を計算する新しい方式です。
- 治験(P4)：新しい「薬」を開発するために、人での有効性や安全性について調べる試験を一般に「臨床試験」と呼んでいます。また、厚生労働省から「薬」として承認を受けるために行う臨床試験のことを「治験」と呼んでいます。
- トリアージ(P5)：災害時等において、負傷者を重症度、緊急度などによって分類し、治療や搬送の優先順位を決めて、救助、応急処置、搬送、病院での治療の際に用います。
- DMAT(P6)：医師、看護師、業務調整員(医師・看護師以外の医療職及び事務職員)で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期(おおむね48時間以内)に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チームです。

第2 項目別評価

項目別評価は、法人から提出された業務実績報告書をもとに、法人からのヒアリング等を通じて業務実績の調査及び分析を行ない、中期計画の項目ごとに以下の5段階で評価を行った。

<評価基準>

評価		説明
S	当該事業年度における中期計画の実施状況が特に優れている	<p>業務実績が、中期計画実現のための目標を大幅に上回っている場合で、次の条件に該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定量的目標が定められている場合で、目標の水準を大幅に上回る実績や成果がある。 ・定量的目標が定められていない場合で、実績や成果が卓越した水準にあると認められる。 ・県政や県民の新たなニーズに迅速に対応した取組により高い実績や満足度を実現している。
A	当該事業年度における中期計画の実施状況が優れている	業務実績が、中期計画実現のための目標を上回っており、S評価に該当しない場合
B	当該事業年度における中期計画の実施状況が順調である	業務実績が、中期計画実現のための目標を概ね達成している場合
C	当該事業年度における中期計画の実施状況が劣っている	業務実績が、中期計画実現のための目標を下回っており、D評価には該当しない場合
D	当該事業年度における中期計画の実施状況が著しく劣っており、大幅な改善が必要	<p>業務実績が、中期計画実現のための目標を下回っており、次の条件に該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定量的目標が定められている場合で、目標の水準を大幅に下回っていることが明らかである。 ・提供すべきサービス、財務内容、その他業務運営に重大な瑕疵が認められる。

※備考

上記の説明は、あくまで目安であり、実績や成果の水準に加え、計画の難易度、外的要因、取組の経緯や過程を総合的に勘案して評価する。